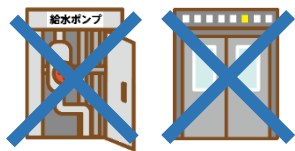


分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

災害時に備えて**非常用電源**・浸水対策設備を導入しませんか？

事業名：東京とどまるマンション非常用電源導入促進事業
東京とどまるマンション浸水対策設備導入促進事業



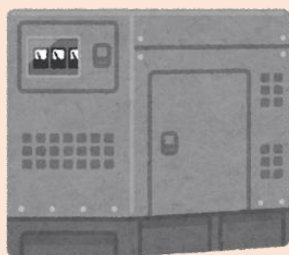
マンションは災害時の停電や浸水などにより
水道やエレベーターが停止することがあります。



災害時も安心してマンションにとどまるために
非常用電源の設置を検討しましょう！

補助

発電機



補助率1/2
限度額1,500万円

蓄電池



補助率3/4
限度額1,316万円かつ
1kWhあたり18.8万円



在宅避難

このほか、非常用電源を守る止水板等の浸水対策にも補助があります。

東京都では、災害時でも生活を継続しやすいマンションを
「東京とどまるマンション」として登録・公表しており、
非常用電源や止水板等の設置に補助を行います。

「東京とどまるマンション」への登録と
補助を活用して災害に備えてください

都民からの提案で構築された事業です。
詳細はこちら



とどまるマンション促進課長
“トドまるくん”



補助概要

予算がなくなり次第終了します。

「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、非常用電源の設置費用や、電源を浸水から守る対策の費用を補助します（新築マンションを除く）。

補助申請の前に、「東京とどまるマンション」への登録が必要です。

- 補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者

非常用電源	補助率	上限額	申請期間
発電機	1/2	1,500万円	令和6年8月30日から 令和7年1月15日まで
蓄電池	3/4	1,316万円かつ 1kWhあたり18.8万円	

- 補助の対象となるもの 停電時に水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時又は交互に行える電力供給能力をもつ発電機設備・蓄電池設備

浸水対策	補助率	上限額	申請期間
改修、 調査・企画	1/2	75万円	令和6年8月30日から 令和7年1月15日まで

※浸水想定区域等に位置し、非常用電源を設置しているマンションが対象です。

- 補助の対象となるもの 止水板、防水扉、防水シャッターなどの改修費用、
浸水対策のための調査・企画費用

上記のほかにも要件がありますので、詳しくはホームページを御覧ください。



「東京とどまるマンション」の登録要件

●耐震性

- 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）
- 旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの

●ハード対策

停電時でも、水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時又は交互に行える電力供給可能な非常用電源設備が設置されていること。

●ソフト対策

- <必須事項> 防災マニュアルを策定していること。
- <選択事項> 年1回以上の防災訓練の実施、3日分程度の飲料水・食料の備蓄、応急用資器材の確保、災害時の連絡体制の整備にうちいずれか一つに取り組んでいること。

※耐震性を有していることを前提に、ハード対策のみ、ソフト対策のみで登録可能



登録申請窓口・補助申請窓口

●「東京とどまるマンション」登録申請窓口

東京都住宅政策本部 民間住宅部 マンション課
マンション施策調整担当 ☎03-5320-7532

●「東京とどまるマンション」補助金申請窓口

東京とどまるマンション補助金受付事務局
公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
☎ 03-5989-1547